

第4章 重点目標と重点施策

◇施策の基本方向1：子どもたちに「生きる力」を確実に育む施策の推進

重点目標1 安全で安心して学ぶことができる学校づくりを進めます

学校施設については、子どもたちの学習のための場であるのみならず、生活の場として快適で豊かな施設環境を確保するとともに、十分な防災機能、防犯機能など安全性を備えた施設環境を形成することが重要な課題です。また、地域住民にとって、最も身近な公共施設であり、地震などの災害発生時には応急的な避難場所としての役割を果たすことからも安全性の確保は重要です。

子どもたちや地域住民に、安全で安心な施設環境を提供し、円滑な学校運営の充実を図るため、施設の老朽化対策をはじめとした施設整備の推進に重点をおいて次の施策を推進します。

また、学校施設の安全と並んで、いじめや問題行動をなくし、子どもたちが安心して学び合えるような集団づくりをしたり、相談体制を整えたりすることに対して力を入れて取り組みます。

[重点施策1-1] 安心して学ぶことのできる環境の確保

(1) いじめ・不登校や問題行動の未然防止、早期発見・早期対応の徹底

いじめ・不登校や問題行動（いじめ、暴力行為、薬物乱用、性非行、インターネットを利用した誹謗中傷や違法行為等）に対しては、「どの学校でも起こり得ること」という認識に立ち、全教職員が危機意識をもち、管理職のリーダーシップの下、組織的に対応し、早期発見・早期対応はもとより未然防止に努めます。そのために、次のことを行います。

- 平成26年4月施行の「羽島市子どものいじめの防止に関する条例」の効果的な運用をします。いじめを認知した際には、学校いじめ防止基本方針に基づき、全教職員で組織的（保護者との情報共有、報告・連絡・相談の重視、迅速な情報収集、役割分担の明確化）に対応し指導の充実を図ります。
- 国立教育政策研究所指定「魅力ある学校づくり推進事業」岐阜県教育委員会指定「いじめ・不登校未然防止事業～勇気と自信育成プロジェクト～」に取り組んでいる竹鼻中学校区と中央中学校区の取組の成果と課題を広めます。（組織的な取組により教員の指導力向上を図りながら、かかわり合いを大切にした学級経営や授業をめざし、児童生徒の居場所づくり、絆づくりを行ないます。また、いじめや新規不登校児童生徒の減少をめざします。）
- 心に響く豊かな活動（自然・生き物とのふれあい、幅広い世代の人々との交流、児童生徒が創りあげる児童会・生徒会活動、ボランティア活動）を推進します。
- 教員の生徒指導力の向上を図ります。
- 日常的な声かけや定期的にアンケート調査を行い、早期発見・早期対応に努めます。



羽島市不登校未然防止支援会議

(2) 子どもの悩みに対応した相談体制の充実

児童生徒の日常の僅かな変化を捉え、適切な対応ができるよう、全校体制による教育相談の充実に努めます。児童生徒の心の悩みを早期発見し、スクールカウンセラーや心の教室相談員などと協力して相談にあたり、児童生徒が安心して生活できるよう努めます。そのために、次のことを行います。

- ・日常から児童生徒の活動を意図的にみとどけ、行動や心情の変化を捉えるよう努めます。
- ・定期的に実施する心のアンケートやhyper-QUの結果等から、児童生徒の不安や悩みを早期に発見し教育相談につなぎます。
- ・専門的な助言を受けるためのスクールカウンセラー、いつでも気軽に相談できるスクール相談員、いじめ不登校対策専門員を配置します。

(3) 校種間（保・幼・小・中・義務教育学校・高・特別支援学校）関係機関、地域との連携の強化

学級懇談会や家庭訪問、三者懇談だけでなく、よいことや気になることがあれば日頃から保護者に知らせるなど、保護者との連携を密にし、児童生徒の情報交流を図ることに努めます。また、校種間（保・幼・小・中・義務教育学校・高・特別支援学校）関係機関、地域の協力者との情報の共有を図り、連携の強化に努めるため、次のことを行います。

- ・学校だより、学年通信、学級通信等を通して、児童生徒のよさや学校の情報を伝え、開かれた学校づくりに努めます。
- ・市役所健幸福祉部主催で、中央子ども相談センター、地域の協力者と教育委員会が集まる「要保護児童対策地域協議会」を開催します。
- ・援助が必要な児童生徒や家庭についてケース会を開き、確かな支援体制づくりに努めます。

[重点施策 1－2] 施設整備の充実

(1) 学校施設の長寿命化改修の推進

子どもたちや地域住民にとって学校施設は重要な役割を担っています。安全で快適な日常生活が送れるような施設環境を提供するために、国の助成制度等を有効に活用し、次の施策を行います。

- ・学校施設の老朽化対策として長寿命化改修事業を計画的に推進します。
- ・小中学校の普通教室等に空調設備（エアコン）を設置します。
- ・学校トイレの改修を計画的に推進します。

(2) 学校施設の維持管理

子どもたちが快適な学校生活を送ることができるよう、また学校施設における事故の発生を未然に防ぐ意味において、次の施策を行います。

- ・学校施設の修繕・改修等を計画的に実施します。
- ・保守点検業務（消防設備、遊具・体育施設等）を今後も継続的に実施します。

[重点施策 1－3] 教育備品の充実

(1) 学校備品等の整備

時代のニーズに応じた教育環境の整備を推進し円滑な学校運営を図るために、次の施策を行います。

- ・教育環境の充実を図るため、学校管理用や教材用備品の整備を計画的に推進します。
- ・学校図書の充実を図ります。

重点目標2

「生きる力」を確実に育む学校づくりを進めます

「生きる力」の育成にかかる現況や課題の分析から、特に次の3つの点に課題があることが明らかになりました。

- ・学力の二極化が進んでおり、より一層個に応じた指導を充実することが必要です。
- ・子どもを指導する教職員の資質や能力を向上させることが必要です。
- ・幼・小・中・高校が連携した幼児期からの段階的な指導が必要です。

これらの課題に対応するため、「一人一人に応じたきめ細かな指導の充実」と「教職員の資質や能力の向上」に重点をおいて次の施策を推進します。

【重点施策2－1】 確かな学力の育成

(1) すべての子どもの基礎的・基本的な学力の定着

個別に行き届いたきめ細かな支援を行い、子どもたちの学力を高めるため、次の施策に取り組みます。

- ・市立学校の授業において、児童生徒が自ら課題を見つけ自ら調べたり、グループ学習をしたりするなどより主体的、能動的に参加できる授業をめざします。
- ・全国学力・学習状況調査の結果分析を基に指導方法を示し、全ての子どもたちに基礎的・基本的な学習内容や学び方等を定着させることをめざします。
- ・小学校の算数、中学校の数学と英語において、子ども一人一人の学習状況に応じた少人数指導を推進します。また、小学校高学年からの教科担任制を推進します。
- ・一人一人の状況に合った学習支援を行うため、市立学校に市独自でラーニングサポーターを配置します。
- ・研修会、研究会、訪問指導などを通して、学習指導の工夫改善に積極的に取り組みます。

(2) 教員の資質や能力の向上

教員の授業力の向上を図るために、次の施策を実施します。

- ・「羽島市ホープ教員育成プロジェクト」を立ち上げ、羽島市教育委員会が責任をもって若手の教員を育てます。
- ・羽島市の教育をリーダーとして支える中堅教員をメンターに位置付け、若手教員のみならず中堅教員の育成を図ります。
- ・自己啓発面談や教員評価を活かし、教員の資質や能力の向上を図ります。
- ・力量アップ講座、各種の授業研究会などを通して、教員の授業力を高めます。
- ・資質向上が特に必要な教員に対しては、適切な研修を設定し、確実に実施します。



算數学習の様子

[重点施策 2－2] 道徳教育の充実

(1) 一人一人に道徳性を養う指導の充実

子どもたちの道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うため、次の施策に取り組みます。

- ・道徳の授業を要にすべての教育活動において、市内全ての子どもたちに差別なく相手を大切にする心や明るく前向きな心を育てることをめざします。
- ・命を大切にする教育の充実を図ります。
- ・児童会・生徒会やPTAと連携し、「あいさつcity・羽島」の取組や地域清掃活動などのボランティア活動を推進します。
- ・心の教育について、家庭や地域への広報活動を進め、学校と家庭と地域社会の連携を推進します。
- ・学校での様々な集団活動に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす態度を養います。
- ・はしま児童会生徒会サミットの開催等を通して、各学校や学校区を中心とした道徳的実践を児童生徒が主体的に考えて取り組み、地域の方と進んで挨拶をするなどの意欲や実践力を高めます。

(2) 教員の指導力の向上

道徳教育についての教員の指導力の向上を図るため、次の施策に取り組みます。

- ・道徳推進協議会の開催、現職研修の充実などにより、学校内外における道徳教育についての研修を組織的・計画的に行います。
- ・道徳の授業力を向上させるため、「心を育てる教育計画訪問」等を生かし、指導方法の創意工夫や改善を図る取組を推進します。

[重点施策 2－3] 健康・体力づくりの推進

(1) 健康教育の推進

心身の健康状態を的確に把握し、健康に関する具体的な指導内容を明確にして健康教育を効果的に進め、進んで健康な生活を送る態度を育てるため、次の施策を実施します。

- ・健康アンケートを実施して実態をつかみ、指導に生かすとともに、外部指導者による講演会や養護教諭による保健の授業の実施などを通して、健康教育の充実を図ります。
- ・PTAと連携した「早寝・早起き・朝ご飯」運動の推進や、「保健だより」の発行を通して、家庭への健康教育の啓発に努めます。

(2) 体力、運動能力の向上を図る事業の推進

子どもたちの運動に対する意欲を高め、体力の向上を図る事業に引き続き取り組み、より一層の運動能力の向上をめざすために、次の施策に取り組みます。

- ・子どもたちに運動への興味をもたせ、体力を向上させることをめざして「運動チャレンジ・羽島」の取組を継続し、市立学校で推進します。
- ・休み時間、昼休み等の外遊びを意図的に実施して、運動に親しむ機会を確保します。
- ・体育及び義務教育学校後期課程保健体育の授業の充実のために、研究や研修を組織的、継続的に行います。
- ・中学校及び義務教育学校後期課程の部活動において、活動時間の確保、活動内容の工夫、外部指導者の適切な配置等によりその充実に努めます。

[重点施策2－4] 食育の推進

(1) 食に関する指導及び地産地消の推進

子どもたちに望ましい食習慣を身に付けさせるため、生活の実態を把握し、組織的、計画的に食育を推進します。

- ・朝食の欠食率を下げ、共食率を高める取組を行います。
- ・学校や地域の実態を踏まえ、学級担任、栄養教諭・学校栄養職員、PTAなど、協力して食に関する指導を行います。
- ・地場産物の活用や郷土料理の導入など、地域の特性を生かした学校給食を実施し、地域と一体となって食文化の継承や健全な食生活の実現を図ります。
- ・児童生徒の発達段階や個人差に応じた栄養管理と食に関する指導を推進します。

[重点施策2－5] 幼児教育の充実

(1) 教育カリキュラムの充実

発達段階に応じた基本的な生活習慣の定着を図り、子どもの発育に応じた教育カリキュラムを充実させるために、次の施策に取り組みます。

- ・子どもの発達の課題に即して、遊びを通した総合的な指導や一人一人の実態に応じた指導の充実を図ります。
- ・特別に支援を要する幼児に対する支援体制の充実を図ります。
- ・園に対し、市教委訪問、要請訪問を意図的・計画的に行い、保育の充実を図ります。

(2) 園・家庭・地域社会との連携強化

子どもが家庭を基盤としながら、園や地域社会を通じて生活を広げていくために、園・家庭・地域社会との連携を深める施策を次のように実施します。

- ・幼児期に基本的な生活習慣などを身に付けさせるための情報を園から家庭へ積極的に発信します。
- ・園で子育て相談を実施し、地域の幼児教育センターとして、地域の保護者の子育てを支援します。
- ・発達支援センター、園と連携し、年長児を中心に就学相談「わかたけ教育相談会」を行い、保護者との合意形成を図りながら就学に関わる支援を行います。

(3) 幼小の連携強化

幼児教育から小学校及び義務教育学校前期課程への円滑な接続を図るため、連携強化に努める施策を次のように実施します。

- ・1年生の生活科の学習を生かした遊びや学習発表会への参加などを通して園と小学校及び義務教育学校前期課程の交流の機会を意図的に設けます。
- ・園と市立学校の教師が共に研修する機会を意図的に設けます。
- ・入学した4月当初は、学校生活に慣れることができるよう学習活動に配慮します。

(4) 交流活動や体験活動の充実

豊かな体験を通して、子どもの豊かな人間性の基礎を養うため、次の施策を実施します。

- ・敬老会への参加、老人福祉施設訪問など、高齢者や地域の方などとの交流活動を充実します。
- ・野菜づくり、親子交通安全教室など、体験活動の充実を図ります。

[重点施策 2－6] 特別支援教育の充実

(1) 一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援の充実

特別支援教育を必要とする子どもたちの個別のニーズに応じたきめ細かな支援を行うため、次の施策に取り組みます。

- ・各市立学校の特別支援教育コーディネーターを中心に特別支援教育教員育成プロジェクトとして特別支援教育の研修を実施し、より質の高い指導を行うことができる体制づくりを推進します。
- ・必要に応じて特別支援教育センター、障がい児介助員を配置します。
- ・市立学校の特別支援教育のスペシャリストを育成するために、免許取得支援、養成配置、計画的な学校訪問による指導・助言を行ないます。

(2) 就学前から就労までの長期的な支援の充実

特別な支援を要する児童生徒に対して、乳幼児から就労までの長期的な支援を行うため、次の施策に取り組みます。

- ・学校教育と福祉、医療を連携して支援するために、「羽島市特別支援教育連携協議会」を通して、「わかつたけ教育相談会」、「特別支援教育推進委員会」、「羽島市教育支援委員会」等の連携体制づくりを推進します。
- ・就学に関わる説明会や相談活動、市民への広報活動を計画的に行います。

[重点施策 2－7] 今日的課題への対応

(1) 小中一貫教育の推進

義務教育9年間を見通した系統的な学習指導、継続的な生徒指導を行い、適時性・連続性のある教育を推進します。中学校区の特色を生かした一貫教育をすすめ、次の施策を実施します。

- ・小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」として平成29年4月から開校する桑原学園において、9年間の連続した教育課程を編成し、子どもたちの発達段階に応じたきめ細やかな指導を実施します。
- ・中学校区の小中学校が義務教育9年間を見通した「めざす子ども像」や「学校の教育目標」を共有します。
- ・一貫した取組を行うために、9年間を見通した計画等を作成し、教員の専門性を生かした教科担任制を実施します。

(2) コミュニティ・スクール（「学校運営協議会」制度）の導入

学校と保護者と地域が目標を共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」をめざすために、次の施策を実施します。

- ・学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域の方が参画できるように、これまでの学校懇話会をベースとし、学校運営協議会を立ち上げます。

(3) キャリア教育の推進

キャリア教育では、産業界と協力し、「心安らぐ 幸せ実感都市 はしま」を支える人材の育成を行ないます。また、子どもたちに人間関係形成能力、情報活用能力、将来設計能力、意志決定能力などを培い、望ましい勤労観、職業観を育てます。そのために、次の施策を行ないます。

- ・職業講話を通して、人の生き方を学びます。
- ・職場見学や職場体験学習を通して、働くことの意義を学び、働く喜びややりがいについて実感できるようにします。
- ・子どもが将来の夢をもつことを大切にし、そのための進路指導を充実します。

(4) 国際理解教育の推進

国際理解教育を通して、子どもたちの視野を広めたり、コミュニケーション能力を高めたりすることができるようになります。そのため、次の施策を行います。

- ・各市立学校及び西部幼稚園にALT（英語指導助手）を派遣します。
- ・学校の授業やスポーツ・レクリエーション行動等で外国人と交流し、相互理解を深める場を設けます。
- ・総合的な学習の時間等に、国際理解をテーマにした学習を進めます。

(5) 情報教育の推進

①情報化社会を生き抜くための情報活用能力の育成

情報活用能力を育むことは、必要な情報を主体的に収集・判断・処理・編集・創造・表現し、発信・伝達できる能力等を育むことです。また、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とともに、知識・技能を活用して行う言語活動の基礎となるものであり、「生きる力」に資するものです。そのため、次の施策を行います。

- ・情報モラル教育の充実とともに家庭・地域との連携を図ります。
- ・学校ごとに保護者・地域向けの研修会の実施と情報の提供を行います。
- ・市立学校におけるプログラミング教育を推進します。
- ・推進校を設置し、授業におけるタブレット型PCの有効な指導方法等ICTの活用を推進します。

②校務の情報化の推進

校務の情報化は、教職員が必要な情報を共有することにより、きめ細やかな指導を可能になるとともに校務の負担軽減を図り、教員が児童生徒と向き合う時間や教職員同士が相互に授業展開など吟味しあう時間をつくり、教育の質の向上と学校経営の改善に資するものです。そのため、次の施策を行います。

- ・推進校を設置し、校務支援システムの運用を行います。
- ・教師の情報モラルに関する資質向上を図ります。

③ICT機器の環境整備の推進

教育の情報化にあたっては、ICT環境の整備が不可欠であり、計画的にすすめる必要があります。ハードウェアの整備については、PC室の整備、教育用タブレット型PC、学習用ソフトウェア等が必要なほか、校務用PCや周辺機器が必要です。また、学校における校内無線LANといったネットワーク環境の整備も必要です。さらに、学校におけるICT機器を日常的・効果的に活用するには、ICT支援員等の支援体制を整えることも重要です。そのため、次の施策を行います。

- ・児童生徒用・教師用・事務用パソコン周辺機器の整備・更新を行います。
- ・ICT機器、ソフトウェアの整備・更新を行います。
- ・災害時における学校の無線LAN・Wi-Fi化の検討を行います。
- ・緊急メール配信システムの更新を行います。
- ・ICT支援員の配置を検討します。

(6) 環境教育の推進

子どもたちが環境問題に対して正しい知識をもち、環境保全に対する興味、関心を高め、実践を進める態度を養うために、次の施策を実施します。

- ・各教科・領域で環境に関わる学習内容を精選し、環境学習の指導の充実に努めます。
- ・地域の美化清掃、空き缶等のリサイクル・資源回収等の活動など、環境保全活動への参加を奨励します。
- ・学校や学級園の整備、草花の栽培等、環境の整備に努めます。

(7) 防災教育の推進

東日本大震災を機に、地震、水害、火災などの災害時により安全に避難するための防災教育の大切さが再認識されています。災害に対しては、これまでの防災計画や防災教育について見直し、次の施策を実施します。

- ・羽島市で想定される地震、火災、河川の氾濫について、どこにいても安全な場所に一刻でも早く避難できるように対応マニュアルを常に見直し、命を守る訓練を確実に行います。
- ・様々な情報をもとに、自分の判断で主体的に避難できるような姿勢を育てるなど、防災教育の充実を図ります。
- ・羽島市の地域性から液状化現象への理解を深めます。

(8) 安全指導の充実

市内では、特に自転車による交通事故が後を絶ちません。多くは、軽傷ですが、これまでには、中学生の自転車乗車中の死亡事故、小学生による水難死亡事故も発生しています。二度とこうした悲しい事故が起きないように、次の施策を実施します。

- ・全市立学校で、交通事故や水難事故に対する安全指導を繰り返し徹底します。
- ・交通安全運動等の啓発活動を実施します。

重点目標3

豊かな心を育む家庭・地域社会の教育力を高めます

子どもたちは、保護者や教員だけでなく、多くの大人と触れ合って様々な力を身に付けます。そのため、家庭や青少年を支援する地域社会の果たす役割を再認識することが必要です。

また、家庭の果たす役割の重要性が叫ばれる中で、本市においても、少子化・核家族化や共働きの家庭の増加により、子育てに対する不安、保護者の責任や役割に対する意識の欠如、PTA行事への不参加等、家庭の教育力の低下も指摘されています。

このような中で、保護者自身が家庭教育の重要性を認識することが必要です。そして、地域住民の知識や経験、意欲を活かし、地域の連帯感の醸成を図り、地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境づくりを進めていきます。

[重点施策3-1] 子育て支援の充実

(1) 家庭教育支援

日頃から個人で子育ての悩みを抱え込みます、園・学校、地域、行政が連携して家庭を支援し、多くの目と手で子どもを育てる体制づくりを推進するために、次の施策に努めます。

- ・保護者の多様なニーズに応える教育相談体制の整備や、ネットワークづくりを推進するとともに、保護者自身の主体的な学習活動を支援するため、関係諸機関と適切に連携し、子育て支援を推進します。
- ・より豊かな家庭環境を生み出すため、父親の育児への参加を支援します。
- ・保護者のニーズに応えるよう、子育てに関する教育情報の提供を積極的に行います。
- ・学校や地域の実態やねらいに応じて「お弁当の日」を設ける等、親子のコミュニケーションを図る取組を実施します。
- ・「放課後子ども総合プラン^{*1}」により子どもたちの体験活動を豊かにし、家庭教育の充実を図ります。

※1 放課後子ども総合プラン：地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一體的あるいは連携して実施する事業

(2) PTA活動の支援

家庭の教育力の向上の一助として、保護者の学びの場となるPTA活動の一層の充実を図るために、次の施策を推進します。

- ・各種情報の共有化に努め、事業内容の工夫や改善を行うなど、PTA活動の活性化を支援します。
- ・社会状況の変化や、それに伴う保護者のニーズに応じた、家庭教育学級や懇談会を充実させ保護者の資質が向上できるように努めます。
- ・家庭と学校の連携をさらに強める中で、保護者が積極的に活動に参加する体制づくりを支援します。

【重点施策 3－2】 青少年育成活動の充実

(1) 体験活動やボランティア活動の充実

たくましさを備え、地域の一員としての自覚をもった青少年の積極的な育成を推進するために、次の施策に取り組みます。

- ・家庭内の手伝いや「1家庭1ボランティア」などの充実を図ります。
- ・芸術・文化、スポーツ、地域の伝統行事の継承活動やボランティア活動を幅広く体験する機会を拡充します。
- ・青少年の多様化するニーズや課題に応じた取組を、関係諸機関と連携し推進します。

(2) 地域ぐるみの育成活動の充実

県が推進する「大人が変われば、子どもも変わる」運動（例：地域でのあいさつや登下校の見守り、学校での支援ボランティア活動、特技を活かしたスポーツの指導、家庭におけるしつけやきまりの徹底、社会性を育てる地域活動の支援等）を基盤として、地域ぐるみで青少年を育てるために、次の施策を推進します。

- ・あいさつ運動やクリーン活動など、各地域の特色を活かした取組を推進します。
- ・家庭・学校・地域が一体となった、地域ぐるみの青少年育成をめざし、その活動を主体的に推進するための体制づくりや地域人材の育成に努めます。

(3) 健全な環境づくりの推進

地域ぐるみで子どもたちの安全で安心な環境づくりをめざし、次の施策に取り組みます。

- ・市内各町と協力して「地域安全パトロール」を充実します。
- ・警察等関係機関との連携の中で、非行防止活動や有害環境の浄化活動を推進します。

【重点施策 3－3】 青少年団体の支援

(1) 青少年団体の活動支援

異年齢集団の仲間との交流により、社会の一員として必要な知識、技能、態度を学んだり、地域活動やボランティア活動を通して、心身の成長発達を促したりする青少年団体の支援や、地域の模範となり、また将来の地域の担い手としての大きな役割をもつ中・高校生の健全育成のために、次の施策を推進します。

- ・子ども会行事で、各単位子ども会において、異年齢集団の中、豊かな体験活動を行います。
- ・子ども会育成協議会では、指導者・育成者研修会等、各種研修を行い、保護者が学べる機会を確保できるよう活動を支援します。
- ・子ども会やスポーツ少年団等、青少年団体の重要性を再認識するとともに、その組織整備や活動を支援します。

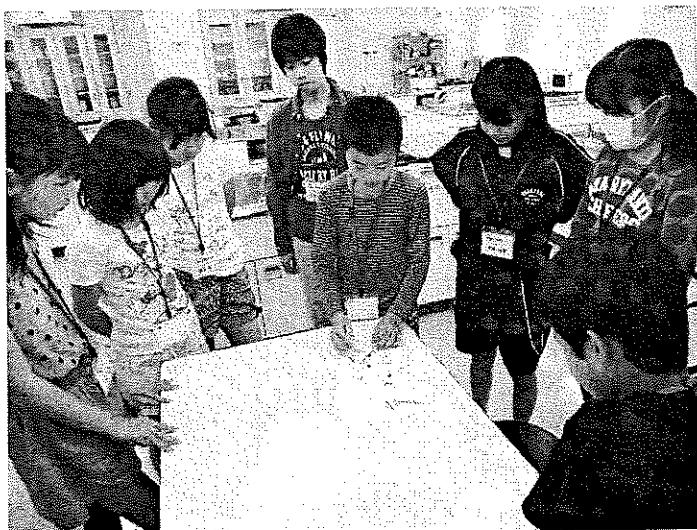


青少年の非行・被害防止全国強調月間に合わせた街頭啓発

[重点施策 3－4] 放課後及び休業日の活動の充実

(1) スーパーサイエンスセミナーやスポーツ教室等、各種講座やイベントへの積極的な参加
放課後や休業日を活用し、児童生徒の興味・関心を広げ、それぞれの能力を伸ばすために、次の施策に取り組みます。

- ・理科に対する興味関心を高め、学習意欲を一層喚起するためにスーパーサイエンスセミナーを実施します。
- ・著名な指導者を招いてサッカー教室を開催するなど、スポーツに積極的に参加するようイベントを行います。
- ・放課後に小学校等を利用し、放課後子ども教室を開室します。放課後子ども教室では、スポーツ・文化活動等を通して地域住民との交流活動を行います。



サイエンスセミナーの様子

◇施策の基本方向2：市民一人一人が生涯にわたり充実した学びができる施策の推進

重点目標4

誰もが心豊かに生きることのできる生涯学習を推進します

市民の生涯学習に対するニーズに応えるため、羽島市出前講座をはじめとする各種講座の開設、はしま市民教授の登録、生涯学習情報誌「学びEyeはしま」の発行による情報提供等、生涯学習推進のための条件整備や市民参画型の取組を推進してきました。

その成果を踏まえながらも、市民の生涯学習に対するニーズはますます多様化、高度化しており、市民一人一人の主体的な学習を支援する学習機会、学びやすい学習環境や学習条件の整備をより一層充実させていくことが重要です。

また、今後は学んだ成果を個人の生活の充実にとどまらず、地域社会に役立てる「地域づくり型生涯学習」に重点をおくことにより、生涯学習を通して豊かで活力のある住みやすい地域づくりの実現をめざして施策を推進します。

〔重点施策4－1〕 生涯学習推進基盤の整備

(1) 学習環境の整備

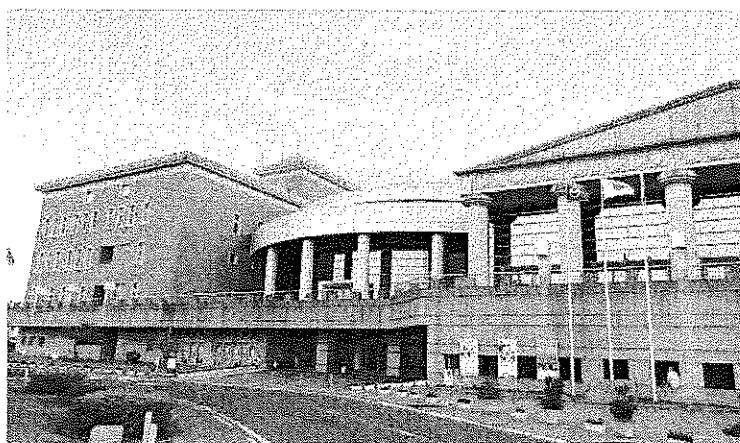
市民一人一人が必要に応じて、いつでも、どこでも主体的に学習ができ、また、高度化・多様化する学習内容に対応できるようにするために、次の施策を推進します。

- ・FacebookなどのSNSやホームページ、「学びEyeはしま」等の情報誌を活用して、広く学習情報の提供に努めます。
- ・市民のニーズの多様化に対応した「学びの場」や、学習に関する相談体制等の充実を図ります。
- ・関係機関や団体、近隣の大学などの教育施設との連携を一層図ります。

(2) 生涯学習施設の機能強化

学習機会の提供の場を充実し、活用の利便性を図るために、次の施策を推進します。

- ・図書館、文化センター、コミュニティセンター及び中央公民館等が地域の生涯学習活動の拠点となるよう努めます。
- ・地域の生涯学習を推進し、市民の学びを支援するために、社会教育関係職員の資質の向上を図ります。



文化センター・中央公民館

[重点施策 4－2] 市民の学習活動の支援

(1) 多様な学習機会の充実

生涯学習の基盤ともいえる個々の知識技能の習得や生きがい、健康づくりのため、図書館、コミュニティセンター及び中央公民館を含めて、次のような施策を実施します。

- ・市民の意識やニーズを把握し、それに基づいた学習内容の充実に努めます。
- ・市民のライフステージや、地域社会の現状や課題に焦点を当てたテーマに対応した学習機会の充実を図ります。

(2) 人材育成

市民の幅広い学習意欲と自主的な学習活動の支援体制を強化するためには、それをサポートする人材が重要となります。その人材を育成・活用するために、次の施策を推進します。

- ・幅広い市民の力の活用を目指し、はしま市民教授やはしまエルボランティア連絡協議会等への積極的な登録や活用を推進します。
- ・様々な研修の場で生涯学習の重要性を周知し、その中心となる人材の育成を図るとともに、生涯学習活動を推進する体制づくりに努めます。

[重点施策 4－3] 学習成果の活用の推進

(1) 地域づくり型生涯学習の推進

自発的な学習活動やボランティア活動を地域に活かすために、市民の生きがいづくりや社会参加を通じた自己実現の場を提供し、豊かで活力ある地域の実現をめざし、次の施策を推進します。

- ・学んだ成果を地域社会で役立てる「地域づくり型生涯学習^{※1}」を推進します。
- ・学習成果と地域づくりが結びつくよう、市民や地域のニーズに合った、学習の充実に努めます。

※1 地域づくり型生涯学習：平成19年度より岐阜県が推進している個人的生活の充実のための生涯学習に加え、子育て、福祉、環境、まちづくりなど身近な地域における課題の解決をめざし、自己の知識、技術、経験を地域社会に役立て、社会的生活の充実を図る生涯学習

重点目標 5

芸術・文化活動の振興及び活用を通して、誰もが誇りをもって語れる「ふるさと羽島」をめざします

高齢化社会の進行や少子化による担い手の減少により、芸術・文化の衰退が懸念されます。芸術・文化は人々に感動や潤いをもたらし、心豊かな生活を実現するため、芸術・文化の重要性がますます増しています。このため、優れた芸術・文化に触れたり参加できる機会を充実させ、関心が高まり、後継者の育成につながるよう努めます。

また、市民の大切な財産である郷土文化・伝統文化や史跡・美術品など市内には多くの文化財があります。市民一人一人が羽島市に誇りをもつことができるよう、羽島市の歴史・文化等への関心を高めるイベント・事業の推進とともに、文化資産のまちづくりへの活用、伝統文化の後継者育成のための支援策の充実等による伝統文化の保存・継承を推進していきます。

〔重点施策 5－1〕 芸術・文化活動の振興

(1) 芸術・文化活動の振興と交流支援

自主的な文化活動の支援や芸術・文化団体の育成と活性化に努め、各地区や近隣市町などの広域的な文化交流を推進します。

- ・芸術・文化活動や団体相互の交流を支援し、芸術・文化活動の充実を図ります。
- ・文化団体の組織の活性化を図ります。

(2) 芸術・文化に触れる機会の提供

文化センターの優れた機能の情報発信に努め、多くの団体、個人などが使用されるようPR活動を展開し、利用拡大と市民に多彩な文化や芸術が提供されるよう努めます。

- ・文化センターを利用し、質の高い芸術・文化に触れ合う機会を提供します。
- ・羽島市の文化レベルの向上を目指して、芸術・文化に関する情報提供を進めます。

(3) 発表の場の提供

市民による多くの芸術・文化活動が展開されています。今後も個人や文化団体を含めて活動の場を提供できるよう継続した支援体制を確保していきます。

- ・羽島市美術展、羽島市文芸祭、羽島市民音楽祭等を開催し、芸術・文化活動発表の場を提供します。
- ・地域文化の振興を支援します。



文化センター展示室「円空」

[重点施策 5－2] 伝統文化並びに文化財の保存・活用・継承の推進

(1) 文化財等の保護

文化財は、歴史や文化を正しく理解し、将来の文化の向上発展の礎となるものです。まちづくりや地域活性化のために、その適切な保存に努め、歴史検証委員会等の関係機関と連携しながら、調査・研究を進めます。

- ・文化財等の保護を適切に行います。
- ・文化財に対する興味・関心を高め、愛護意識の啓発に努めます。
- ・文化財の調査を行い、必要に応じて保存・修繕に努めます。

(2) 文化財のデジタル保存とホームページ公開

地域の郷土芸能や祭りなど貴重な地域文化の保護と継承を図るとともに、文化財をデジタル化による保存を進め、学校教育や歴史講座などの活用に努めます。

- ・文化財の積極的な公開に努めます。

(3) 継承者育成

地域の郷土芸能や祭り、伝統文化など貴重な文化の継承を図るため、文化団体、学校などと連携を図り、承継者の育成に努めます。

- ・伝統文化の承継者育成を支援します。
- ・幅広く伝統文化に触れる機会を設けます。

(4) 収蔵品の収集・公開

歴史民俗資料館は、本市の歴史・民俗文化の情報発信施設の役割を担っています。歴史的に価値のある資料や映画に関する資料の収集に努め、展示資料の充実を図り活用できるようにします。

- ・歴史民俗・映画資料の収集に努めます。
- ・歴史民俗資料館・映画資料館の収蔵品を公開し、その活用に努めます。



歴史民俗資料館の企画展

重点目標 6

誰もが健康で活力ある生活を送ることのできる
生涯スポーツ社会をめざします

平成23年6月24日に、昭和36年に制定されたスポーツ振興法を50年ぶりに全部改正し、スポーツを通じて、幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることの考えに立った新しい時代におけるスポーツの基本理念を提示し、国・地方公共団体・スポーツ団体をはじめとする関係者の連携と協働により、その理念の実現を図るためのスポーツ基本法が制定されました。また、平成27年には、「スポーツ庁」が設置され、成人の週一回以上のスポーツ実施率を65%以上にすることを数値目標とし、さまざまな施策を講じています。

スポーツ基本法の前文には、「スポーツは、世界共通の人類の文化である。スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自立心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の心身活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっています。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適応性に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、または、スポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」と記載されており、本市でも平成28年度に「羽島市スポーツ推進計画」を策定し、市民一人一人が健康で生きがいのある毎日が送ることができるようになると、それぞれの体力や年齢、興味、目的などに応じ、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現をめざした施策を推進します。

[重点施策 6-1] 生涯スポーツの推進

(1) 羽島市スポーツ推進計画を踏まえた施策の推進

「羽島市健幸づくり条例」「羽島市スポーツ推進計画」を踏まえた具体的な施策を推進します。

- ・市民誰もが、それぞれの体力や年齢、趣味、目的などに応じ、いつでも、どこでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現をめざします。

[重点施策 6-2] 総合型地域スポーツクラブへの加入促進

(1) 啓発活動

市民への総合型地域スポーツクラブの理念、活動目的などに対する市民の理解が深まる啓発活動を推進します。

- ・特色ある各総合型地域スポーツクラブの教室・講座の運営の推進を図ります。
- ・活動が多くの市民に理解されるよう、広報紙やインターネットでの啓発活動を充実します。
(インターネット・HPの作成、SNSの活用等)

(2) 参加促進

どの地域でも地域住民に総合型地域スポーツクラブの活動に参加し、共同で活動する喜びや充実感を味わえることができる機会を提供します。

- ・3クラブの代表者が意見を交流する場を設け、地域のニーズに応じた活動を工夫し、多くの市民が参加できる機会を提供します。
- ・定期的に役員会議を開催し、地域住民が中心となって運営し、適時に参加者に調査を行い、参加者が満足できる教室やイベントを提供できるようにします。

(3) 広報活動

イベントやスポーツ教室の広報活動を学校やコミュニティセンターを中心に行います。

- ・地域の体育振興会や学校の協力により、ファミリースポーツ広場などのイベントを開催し、三世代、地域間の交流の場を提供します。
- ・市の広報紙に情報提供したり、自治会の回覧等を用いて参加を呼びかけたりするなど、広く市民に周知を図ります。また、既存団体へ参加を要請することで地域が一体となる活動を行います。

[重点施策 6－3] スポーツ団体の活動支援・指導者の育成

(1) 各種スポーツ団体の活動支援やアスリートの育成支援

各種スポーツ団体の広報などの活動支援やトップアスリートの育成支援を図ります。

- ・各種団体のリーフレットやイベント情報を公共施設に掲載したり、会議等で紹介したりすることで支援します。
- ・トップアスリート育成支援事業において、トップアスリートを支援し、更なる活躍に対する助成を行うとともに、トップアスリートによるスポーツ教室を開催し、スポーツの裾野を広げます。また、一般経験者に対してはトップアスリートによる技術指導を行い、スポーツのレベルアップを図る取組を行います。

(2) 指導者講習会

指導者講習会への参加を各種団体に要請し、指導者の資質向上を図ります。

- ・県や地区、スポーツ団体で開催される講習会を各団体に通知し、指導力の向上をめざす場の提供を行います。
- ・軽スポーツなどの審判資格やインストラクターの資格が取得できるように、情報を提供したり、スポーツ推進委員会を中心に研修会を開催したりすることで、指導者の技術向上をめざします。すべての人とスポーツを通じて交流する機会を生み出すため、障がい者スポーツ指導員の資格取得も啓発していきます。

[重点施策 6－4] スポーツ教室や大会開催等の推進

(1) 各種スポーツ教室や大会開催の支援

継続されている大会や教室に市民がより参加しやすくなるよう工夫改善に努めます。

- ・ソフトボール大会、ソフトバレー大会、マラソン大会など、初心者から経験者まで誰もが参加できるように工夫したイベントを企画します。
- ・チャレンジデーやファミリースポーツ広場など、市民が誰でも気軽に参加できるスポーツイベントを企画し、参加を啓発していきます。

(2) 広報啓発活動

多くの市民が参加できるように、計画的に広報啓発活動を推進します。

- ・各地区の自治会や体育振興会への協力要請を行い、日頃、運動に親しむ機会が少ない地域住民への啓発活動を行います。
- ・前年度の活動を様々な会合で紹介したり、総合型地域スポーツクラブのリーフレットなどに掲載したりして、市民のイベントへの興味関心を高めます。
- ・市のHPやFacebookなどを有効活用し、多くの市民に情報を提供します。

[重点施策 6－5] 施設・設備の充実と適切な維持管理

(1) 体育施設の整備と維持管理

利用者が安全で快適に体育施設を利用できるよう、施設の充実と適切な維持管理に努めます。

- ・各体育施設ごとに利用者数の動向を調査し、利用者のニーズに対応できるようにします。
- ・定期的に点検確認を行い、安全で安心な環境を確保します。
- ・多面的な機能を兼ね備えた拠点施設の整備を検討します。
- ・河川敷を活用した緑地の親水空間の整備を検討します。

(2) 指定管理者制度

指定管理者制度による施設運営の委託を通して、より充実した施設・設備をめざします。

- ・指定管理者制度により、より安全で安心できる施設の維持、改善を行うとともに、市民が利用しやすい環境整備をします。
- ・各スポーツ団体が、受益者負担で、自主運営を行うことができるよう他県や他市町の事例を紹介したり、施設見学など実際の現場の状況を把握したりするなど指導援助します。

第5章 羽島市教育振興基本計画（後期）の推進と進行管理

1 羽島市教育振興基本計画（後期）の周知と市民の意見の把握

- 羽島市教育振興基本計画（後期）の着実な推進に向けて、基本理念、施策の基本方向、重点目標と重点施策などについて、幼児児童生徒や保護者、教育関係者をはじめ、広く市民の理解と協力を得るため、リーフレットやホームページなど多様な広報媒体を活用しながら、市民への周知・啓発を図るための広報活動を積極的に推進します。
- 学校や地域で実施される諸活動の中での意見交換や教育支援センターのホームページに意見コーナーを設け、市民の声を教育振興基本計画の見直しや教育行政に積極的に生かします。

2 点検・評価

- 学校や地域で実施される各会での意見やインターネットによる意見などを踏まえ、年度毎に施策の進捗状況を明らかにし、客観的かつ公正な点検・評価を実施します。
- 進捗状況に関する点検・評価を次年度以降の施策に反映させます。また、計画の期間にかかわらず、必要に応じて計画内容の見直しを柔軟に行います。



生徒玄関前でのハイタッチあいさつの取組

◆発行：羽島市 ◆編集・お問い合わせ先：羽島市教育委員会 教育支援センター

〒501-6241 羽島市竹鼻町226番地2 TEL(058)393-4616 E-mail:kyoikushien@city.hashima.lg.jp